

# 金沢中学校 PTA 規約

## 第 1 章 名称および所在地

第 1 条 本会は横浜市立金沢中学校 P T A と称し、事務所を金沢中学校内におく。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は下記の諸項を目的とする。

1. 日常生活における生徒の福祉を増進する。
2. 民主的教育に対する理解を深め、これを促進する。
3. 家庭と学校との連絡を緊密にし、生徒の生活指導につき互いに協力する。
4. 社会一般の協力を得て、生徒の心身の健全な発達をはかる。
5. 学校教育環境の整備に協力する。

## 第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体であって、非営利的・非宗教的・非政党的団体である。

第 4 条 本会は教職員の活動を助長するために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接学校人事には干渉しない。

## 第 4 章 事 業

第 5 条 本会は第 2 条の目的達成のため、つぎの事業を行う。

1. 講演会、研究会、懇談会、講習会、見学会等の開催。
2. 学校教育活動への協力
3. 社会教育活動への協力
4. その他、本会目的達成のために必要な事業

## 第 5 章 会 員

第 6 条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者、本校に勤務する教職員とする。

## 第 6 章 会 計

第 7 条 本会の経費は会費・事業収入・その他の収入をもってあてる。

第 8 条 会費は月額 4 0 0 円とし、2 名以上の生徒が在籍する会員は月額 5 0 0 円とする。但し、事情により減免することができる。

第 9 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 7 章 役 員

第 1 0 条 本会に下記の役員をおく。ただし、特別の事情を認める場合に限り、役員を増やすことができる。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 1. 会長   | 1 名 (保護者)             |
| 2. 副会長  | 2 名 (保護者)             |
| 3. 会計   | 2 名 (保護者 1 名・教職員 1 名) |
| 4. 書記   | 2 名 (保護者 1 名・教職員 1 名) |
| 5. 会計監査 | 2 名 (保護者)             |

第11条 役員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

第12条 役員の選出は3月総会にて行い4月より就任する。役員の選挙に関する規定は別に定める。

第13条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し、総会及び実行委員、その他を主催する。会長は各委員会委員長、副委員長を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
3. 会計は本会の会計を掌り、収入および支出を正確にし、5月総会には会計監査を受けた決算報告をする。
4. 書記は各会議の議事を記録し、会合の通知をする。
5. 会計監査はその年度の会計を監査し総会に報告する。

## 第8章 総 会

第14条 総会は定期総会と臨時総会とする。

第15条 定期総会は3月と5月に開催する。3月総会においては役員の選出、5月総会においては事業報告および予算・決算の審議を行う。但し、総会は、集会・書面・Webなどによって開催することができる。

第16条 臨時総会は実行委員会において必要と認めるとき、または会員総数の5分の1以上の要求があった時に開く。

第17条 総会は委任状も含めて会員総数の過半数をもって成立する。決議は出席者の過半数をもって決定する。書面・Webなどによる総会は、会員総数の過半数の回答書をもって成立する。議決は回答書に基づき、その過半数をもって決定する。

## 第9章 実行委員会

第18条 実行委員会は本会の役員（会計監査を除く）、各委員長および校長、副校長をもって構成する（ただし、広報委員会と運営委員会は副委員長1名も構成員とする）。

第19条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提出する議案その他報告書を提出する。
3. 予算・決算に関すること。
4. その他会員に委任された事項を処理する。

第20条 実行委員会は委員の2分の1以上の出席をもって設立する。

## 第10章 委 員 会

第21条 委員会は次の通りである。

1. 学年委員会
2. 広報委員会
3. 運営委員会
4. 地区委員会（金沢・八景・文庫・釜利谷）
5. 特別委員会

第22条 各委員会の選出、分属は次の通りとする。

1. 各委員会は学年ごとに前年度のクラス数に応じて委員を選出しその委員によって構成する。
2. 各地区より事情に応じた人数の地区委員を選出する。
3. 各委員会には教職員からも選出される。

第23条 広報委員会、運営委員会には委員長1名、副委員長1名をおく。

学年委員会には、各学年より委員長各1名をおく。

第24条 各委員会の委員長、副委員長は委員の互選により会長が委嘱する。

第25条 各委員会は実行委員会の承認のもとに下記の任務を行う。

1. 学年委員会は学級ならびに学年の親睦・交流をはかり、学校教育に対する理解と協力を深める。また、生徒および会員の健康増進を図る。
2. 広報委員会は会報の発行・広報活動の推進を図る。
3. 運営委員会は生徒および会員の福祉増進を図る。また、会員の教養を高め社会教育を盛んにする。
4. 地区委員会は生徒の校外における生活指導に協力し、諸団体と連絡してPTAの地区活動に協力する。
5. 特別委員会は本会の必要とする特別の事業を行う。

### 第11章 情報の取り扱い

第26条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

### 第12章 改正

第27条 本規約の改正は総会において出席者(または回答書)の3分の2以上の賛成を必要とする。

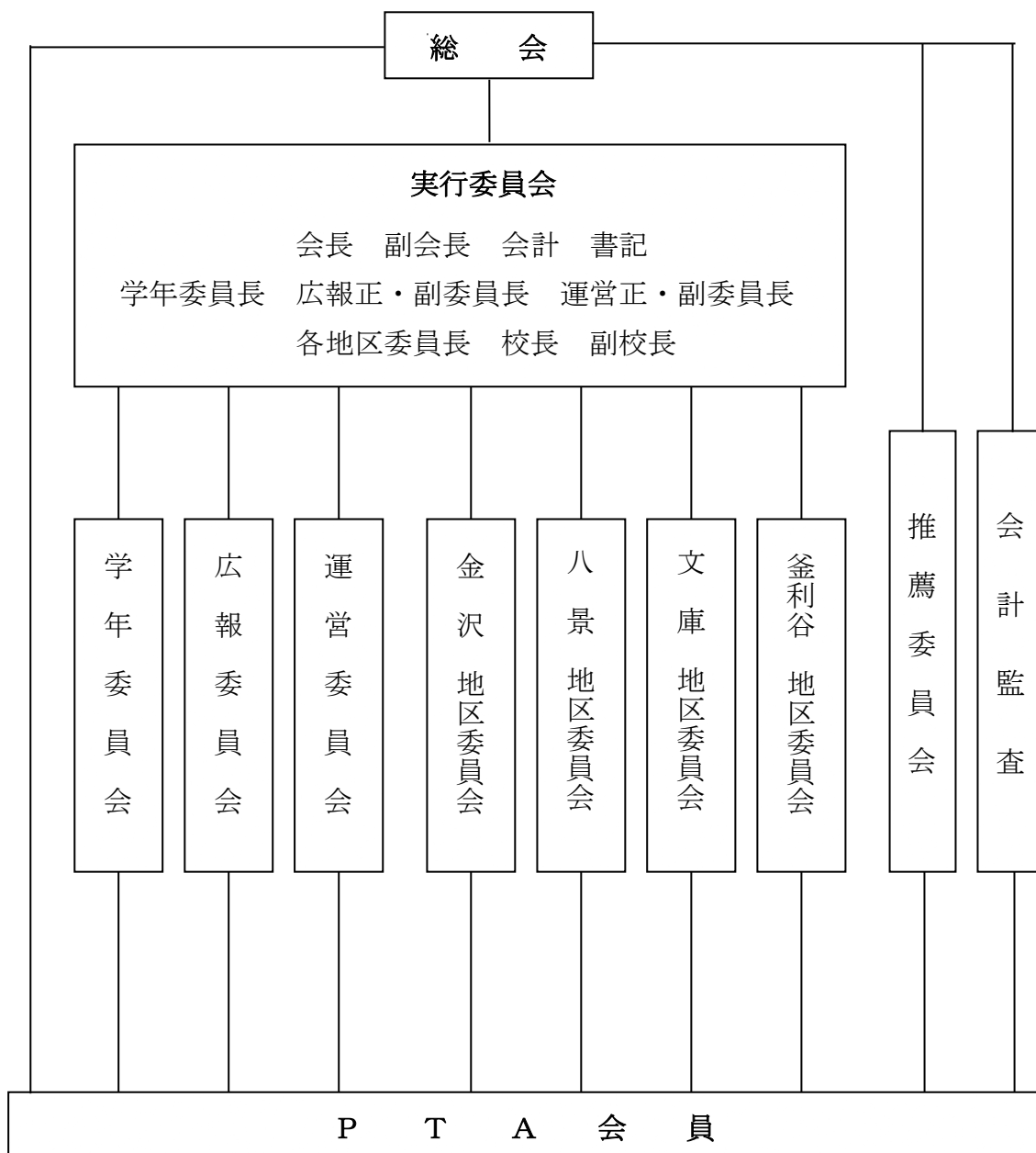
第28条 本規約は昭和35年2月27日より施行する。

昭和41年 4月30日一部改正  
昭和45年 2月27日一部改正  
平成4年11月 2日一部改正  
平成14年 2月 2日一部改正  
平成15年 2月 3日一部改正  
平成17年 3月 9日一部改正  
平成17年 5月 6日一部改正  
平成20年 3月 6日一部改正  
平成23年 5月27日一部改正  
平成26年 5月20日一部改正  
平成29年 5月19日一部改正  
令和元年 5月17日 第6章第8条一部改正  
令和2年 1月 7日 第10章第22条一部改正  
令和3年 5月13日 一部改正

### PTA役員選挙規定

1. 役員選挙に関して役員推薦委員会をつくり候補者を決定し、総会において選挙する。
2. 役員推薦委員会は次の8名により構成する。
  - (1) 各地区よりそれぞれ1名を選出する。 (4名)
  - (2) 教職員の中より2名を選出する。 (2名)
  - (3) 実行委員の中より2名を選出する。 (2名)
3. 推薦委員は互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
4. 推薦委員会は各役員候補者を3月総会に推薦することを任務とする。
5. 推薦委員会の任期は総会において役員決定と同時に終了するものとする。
6. 役員候補者の氏名は本人の同意を得て総会一週間前までに全会員に報告する。
7. 役員推薦委員は自ら役員候補者になることができない。
8. 4月よりの新会員の中からも役員候補者を推薦することができる。

## 金沢中学校 P T A 組織図



## P T A 専 門 委 員 の 仕 事 内 容

### 学 年 委 員 会

◎学級ならびに学年の親睦・交流をはかり、学校教育に対する理解と協力を深める。また、生徒および会員の健康増進を図る。

活動例：年1回の学年交流会（学級交流会など）、標準服・体操服の回収と販売  
家庭教育学級の協力、学校保健委員会に参加。

### 広 報 委 員 会

◎会報の発行・広報活動の推進を図る。

活動例：P T A 広 報 誌 の 発 行

### 運 営 委 員 会

◎生徒および会員の福祉増進を図る。また、会員の教養を高め社会教育を盛んにする。

活動例：講習会、社会見学、ベルマークの集計発送

---

### 地 区 委 員 会

◎生徒の校外における生活指導に協力し、諸団体と連絡してP T A の地区活動に協力する。

活動例：地区懇談会、ふれあいウォーク  
金沢、八景、文庫、釜利谷の4地区に分かれ、各地区内での交流を図る。委員は1月中旬から2月初旬に決定する。

(◎の文はP T A 規約上の各委員会の任務です)

## 慶弔に関する規定

金沢中学校PTA

### ◎生徒に関するもの

1. 生徒が死亡したときは、役員、クラスの学年委員に知らせ、香典(1万円)と花輪を供える。
2. 生徒が学校の教育活動におけるけがなどで、10日以上入院加療の場合、役員が協議検討の上、見舞金(5千円)を贈る。

### ◎保護者に関するもの

1. 保護者が死亡したときは、役員、クラスの学年委員に知らせ、香典(1万円)と花輪を供える。
2. 保護者が学校行事、PTA活動において、けがなどをした場合、役員が協議検討の上、見舞金(3千円)を贈る。

### ◎教職員に関するもの

1. 教職員が結婚したときは、祝い金(1万円)を贈る。
2. 教職員に子女が誕生したときは、祝い金(5千円)を贈る。
3. 教職員が死亡したときは、保護者に知らせ、香典(1万円)と花輪を供える。
4. 教職員の配偶者・実父母・同居の義父母が死亡したときは、花輪を供える。
5. 教職員が転退職する場合は、一年につき千円の割で記念品を贈る。但し、3年以下は一律に3千円を贈る。この項目には、非常勤教職員も含む。

### ◎役員および実行委員に関するもの

1. 役員および実行委員がその任務を終えたときには、感謝状と記念品(3千円)を贈る。

☆この内規の運用について必要が生じたときは、役員協議の上、実行委員会の承諾を得て、別途の取り扱いをすることができる。

平成20年3月6日一部改正